

2 災害による「片づけごみ」の出し方

災害時には、片づけによるごみがたくさんですが、床上浸水、家屋の半壊・全壊の「**り災証明**」が発行される災害の場合には、住居内で使っていて被害にあったものは、市が片づけごみとして収集します。

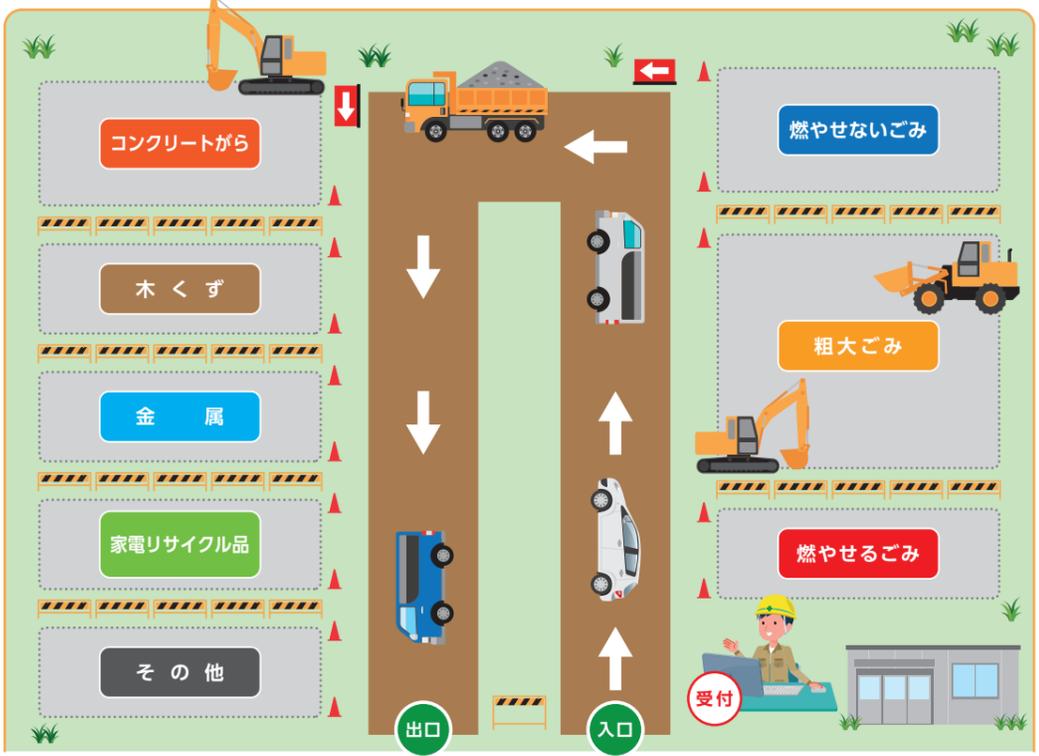
災害時も分別 その理由は
 災害時には「一刻も早くごみを出したい」という気持ちになりがちですが、災害が発生した場合でも、分別して出している場合でも、分別して出していない山ができてしまつと、その山を正しく分別してからでないと収集ができません。結果的に元の生活に戻るまでに時間がかかるだけでなく、たくさんの費用がかかってしまいます。

一方、片づけごみの中にもリサイクルできるものが多くあります。リサイクルにより、ごみの量を減らすことができます。

被災状況によっては、次ページのようないくつかの仮置場を設置する場合があります。

「仮置場」では、ごみの種類別に場所を区切り、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」などのほか、庭木や柵などの「木くず」、トタンやパイプなどの「金属」、「家電リサイクル品」などに分けられる予定です。スムーズに搬入を行うためには、あらかじめ分別して持ち込むことが重要です。

仮置場のイメージ（広い空き地に設置されます）



災害時に作られた仮置場の様子。敷地は広く、車が通る道は幅2〜3メートルほど。ごみの種類ごとにスペースが設けられる。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をご覧ください →



災害時の片づけごみの分別法

燃やせるごみ ● 汚れた衣類・紙類など。	燃やせないごみ ● 陶器 ● ガラス ● 金属類 ● 家電リサイクル品以外の家電など。	家電リサイクル品 ● 冷蔵庫 ● 洗濯機 ● テレビ ● エアコンなど 「家電リサイクル券」を郵便局などで購入する	粗大ごみ 縦・横・高さのいずれかが1メートル以上のもの。
分け方は通常ごみと同じ。45ℓ以下の無色透明袋で（指定袋に入れる必要はありません）。 ※資源物は通常の収集で出してください。 ※簡易トイレ（P5）の汚物は「燃やせるごみ」に入れしないでください。		環境業務課（TEL21-1762）にご連絡を。 収集日、収集場所は、後日連絡します。	



災害後もあわててごみを道路に出すのではなく、分別してから。一人ひとりの意識が大切です。

12 つくる責任 つかう責任

災害時も廃棄物の削減、再生利用及び再利用で早期の復旧を目指そう

近年、巨大化する自然災害。今までの経験だけでは対処できないケースも多く、普段の生活を取り戻すまでに必要な時間が長期化することも少なくありません。少しでも早く元の生活に戻るため、普段からごみ分別の意識を高め、災害時にもそれを実践しましょう。日頃から不要なものを片づけたり、廃棄物を少なくする工夫をするなど、今までの生活を見つめ直しましょう。



持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals = SDGs) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。宮崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています